

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,862,836	流動負債	7,272,268
現金及び預金	897,589	未払金	121,643
委託者未収金	75,036	未払費用	71,507
販売用不動産	701,277	未払法人税等	53,233
前払費用	50,253	契約負債	7,200
保管有価証券	220,055	預り金	13,356
差入保証金	6,270,912	預り証拠金	2,751,649
委託者先物取引差金	565,731	受入保証金	4,227,242
預託金	48,000	前受収益	2,549
その他の他	33,980	賞与引当金	23,886
固定資産	963,133	固定負債	270,900
有形固定資産	334,132	長期未払金	11,169
建物	74,214	退職給付引当金	241,838
構築物	259	訴訟損失引当金	6,542
器具及び備品	2,977	繰延税金負債	5,801
土地	256,681	その他の他	5,548
無形固定資産	40,660	特別法上の準備金	15,743
ソフトウェア	40,660	商品取引責任準備金	10,000
		金融商品取引責任準備金	5,743
投資その他の資産	588,340	負債合計	7,558,913
投資有価証券	181,266	純資産の部	
関係会社株式	30,000	株主資本	2,260,124
出資金	10	資本金	300,000
長期差入保証金	275,611	資本剰余金	1,173,283
従業員長期貸付金	1,075	資本準備金	312,840
破産更生債権等	46,754	その他資本剰余金	860,443
長期前払費用	560	利益剰余金	786,840
会員権	4,025	利益準備金	130,000
預託金	2,165	その他利益剰余金	656,840
その他の他	96,686	別途積立金	300,000
貸倒引当金	▲49,814	繰越利益剰余金	356,840
		評価・換算差額等	6,933
		その他有価証券評価差額金	6,933
資産合計	9,825,970	純資産合計	2,267,057
		負債・純資産合計	9,825,970

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料	2,075,266	
売上高	364,246	
貸料収入	42,736	
その他	<u>46,427</u>	2,528,677
売上原価	<u>349,752</u>	<u>349,752</u>
営業総利益		<u>2,178,924</u>
営業費用		
販売費及び一般管理費	<u>1,915,333</u>	<u>1,915,333</u>
営業利益		<u>263,590</u>
営業外収益		
受取利息	2,367	
受取配当金	5,050	
受取地代家賃	1,989	
貸倒引当金戻入額	2,346	
受取保険金	456	
その他	<u>3,581</u>	15,791
営業外費用		
貸料原価	<u>658</u>	<u>658</u>
経常利益		<u>278,723</u>
特別利益		
商品取引責任準備金戻入額	<u>5,666</u>	5,666
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入額	<u>537</u>	<u>537</u>
税引前当期純利益		<u>283,852</u>
法人税、住民税及び事業税		<u>43,491</u>
当期純利益		<u><u>240,360</u></u>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「会社計算規則」（2006年2月7日 法務省令第13号）の規定のほか「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会 2011年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会 2020年5月28日改正）に準拠して作成しております。

また、金融商品取引業の固有事項については、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年 内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則 1974年11月14日付）に準拠して作成しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

なお、保管有価証券は商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛販売用不動産 個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに器具及び備品のうち映像コンテンツ機器については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～38年

構築物 10年

器具及び備品 3～20年

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
訴訟損失引当金	商品先物取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品先物取引法第 221 条の規定に基づく「商品取引責任準備金」及び金融商品取引法第 46 条の 5 の規定に基づく「金融商品取引責任準備金」の他、必要と認められる金額を計上しております。
商品取引責任準備金	商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。
金融商品取引責任準備金	金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第 46 条の 5 の規定に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の 5 ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ・ステップ 1：顧客との契約を識別する。
- ・ステップ 2：契約における履行義務を識別する。
- ・ステップ 3：取引価格を算定する。
- ・ステップ 4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ・ステップ 5：企業が履行義務の充足時又は充足するにつれて収益を識別する。

①投資サービス事業

投資サービス事業においては、主に金融商品取引、商品先物取引について、顧客の委託を受けて売買を執行する履行義務を負っております。当該履行義務は、約定日時点において、顧客が支配を獲得して充足されると判断し、約定日時点で収益を認識しております。

②生活・環境事業

生活・環境事業においては、主に不動産の販売取引及び保険募集業務に従事しております。

不動産の販売取引においては、不動産の売買契約に基づき、不動産を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、引渡し時点において、顧客が支配を獲得して充足されると判断し、引渡し時点で収益を認識しております。

また、保険募集業務においては、保険会社に対し保険契約の募集等を行う義務を負っております。当該履行義務は、保険契約の募集等の後、保険会社はそのサービスを検収し、保険会社が当該サービスの支配を獲得した時点において充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で、保険契約者が保険会社へ支払った保険料に基づき算定された金額によって収益を計上しております。

当社が代理人として販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

グループ通算制度の適用

当事業年度からグループ通算制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、当事業年度から連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	50,000 千円
預託金	8,000 千円
合計	58,000 千円

取引銀行との当座貸越契約(当座貸越極度額 50,000 千円)、商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金による代位弁済委託契約額 20,000 千円及び金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令附則第2条第1項第4号に基づく特定委託者保護基金による代位弁済委託契約額 20,000 千円に対し、上記資産を担保に供しております。

上記物件に対応する債務はありません。

(2) 預託資産

取引証拠金等の代用として(株)日本証券クリアリング機構へ預託しております。

保管有価証券	208,265 千円
--------	------------

(3) 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産額はあります。

なお、同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は 20,000 千円です。

(4) 分別保管資産

金融商品取引法第43条の2の規定に基づき、日証金信託銀行(株)に分別保管しております。

預託金(顧客分別金信託)	20,000 千円
--------------	-----------

(5) 有形固定資産の減価償却累計額

193,247 千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(6) 商品取引責任準備金

商品取引責任準備金は、商品先物取引法第221条の規定に基づくものであります。

(7) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、金融商品取引法第46条の5の規定に基づくものであります。

(8) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

長期金銭債権	25,740 千円
--------	-----------

3. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

記載すべき重要なものではありません。

(2) 親会社に関する注記

親会社情報 株式会社小林洋行（東京証券取引所に上場）

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 342 円 21 銭

(2) 1株当たり当期純利益 36 円 28 銭